

とっても
カンタン！

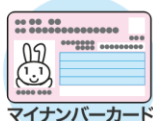
医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1

受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます！

2

本人確認

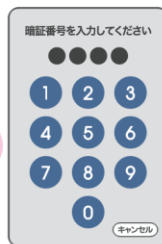
顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



or

暗証番号



3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。

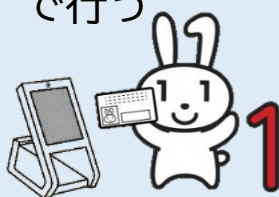


カードを忘れずに！

！ マイナンバーカードを保険証として利用するための登録は、
以下のいずれかの方法でできます。

■利用登録の方法（①～③のいずれかでできます）

- ① 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



裏面もご覧ください



よくある質問



マイナンバーカードに大事な情報が入っているのでは？
持ち歩いて失くすのが怖いのですが…

マイナンバーカードには、医療情報などのプライバシー性の
高い個人情報が入っていません。

また、カードの裏面のマイナンバー(12桁)を知らただけでは悪用されません。



マイナンバーカードを使うメリット

① より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や
他の病気の情報に基づいたより良い医療を受けることができます

② 救急現場でも使える

今後、救急現場でも、過去の診療情報やお薬情報を見られるようになるため、
搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用されます

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える
支払いが免除されます

- ・「資格確認書は、保険証と同様に、医療機関等の窓口で提示することで、これまで通り医療を受けることができます。
- ・後期高齢者医療制度では、令和7年7月末までの暫定的な運用として、令和6年12月2日以降、新規加入者および保険証の券面情報に変更が生じた方などについては、マイナ保険証の保有状況に関わらず、資格確認書が交付されます。

※令和6年12月2日から保険証は発行されなくなりました。令和6年12月1日以前に交付された保険証は、
券面情報に変更が生じなければ、その有効期限まで使用できます。



マイナンバー総合
フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用について
もっと知りたい方は
こちら

